

平成19年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課

事業名	精神障害者の特性に応じた支援策の充実・強化																																			
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p>																																			
事業の概要	<p>1. 精神障害者は就業が可能であっても、直ちには雇用率や雇用保険被保険者の適用となる常用で週20時間以上働くことが困難な者が多いこと、事業主側にとっては一定程度の期間をかけて精神障害者の特性を理解する必要があることから、精神障害者の障害特性に応じた支援策として、20時間未満の短時間就業から始め、1年間程度かけて20時間以上の就業を目指すことのできる雇用奨励金（ステップアップ雇用奨励金：仮称）を創設する。さらに、数人の障害者がお互いに支え合いながら働くグループ雇用を奨励するために、事業主が「ステップアップ雇用奨励金」を利用する障害者をグループで雇用し、かつ、担当の支援員を配置して障害者に援助を行う場合は、奨励金の加算を行う。</p> <p>2. ハローワークにおいて増加している精神障害者の求職者に対応するため、障害特性を十分理解しながら求職活動や職場定着を支援するため、精神障害者の精神症状に応じたカウンセリングを行う精神障害者就職サポーター（仮称）を配置する。</p>																																			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="347 1032 1444 1547"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 平成18年の改正障害者雇用促進法の施行により、精神障害者が実雇用率に算定可能となったが、雇用精神障害者数(カウント数)が2,000人弱にとどまっております。雇用が促進されたとは言えない。本事業は改正障害法に基づき更なる精神障害者の雇用促進を図るためのものであり、公益性が高いことから、行政の関与が不可欠である。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 国が実施することとなっている職業紹介の一環として、ハローワークを中心として全国一律に行うものであり、国直轄で実施する必要があります。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input type="checkbox"/>可</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) ハローワークが行っている職業相談、職業紹介と一体的に行うことが雇用促進のために効率的かつ効果的であることから、民営化や外部委託は行うことはできない。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input type="checkbox"/>有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="347 1599 1444 1756"> <tr> <td>事業の有効性</td> </tr> <tr> <td>就職を希望する精神障害者に対して、自分の適性や症状に応じて短時間から就業を経験できるとともに、精神症状に配慮したカウンセリングを用いた就職支援を実施することにより、常用雇用への移行が見込まれる。また、事業所においても一定期間をかけて精神障害者の特性を理解することができ、精神障害者の常用雇用が促進される。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="347 1807 1444 1883"> <tr> <td>就職を希望する精神障害者が常用雇用になるためには、短時間から就業を経験し一定期間が必要であること、精神症状に配慮したカウンセリングが必要であること等の障害特性に配慮した雇用支援策であり、手段として適正である。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:289,720百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 平成18年の改正障害者雇用促進法の施行により、精神障害者が実雇用率に算定可能となったが、雇用精神障害者数(カウント数)が2,000人弱にとどまっております。雇用が促進されたとは言えない。本事業は改正障害法に基づき更なる精神障害者の雇用促進を図るためのものであり、公益性が高いことから、行政の関与が不可欠である。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 国が実施することとなっている職業紹介の一環として、ハローワークを中心として全国一律に行うものであり、国直轄で実施する必要があります。				民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否		(理由) ハローワークが行っている職業相談、職業紹介と一体的に行うことが雇用促進のために効率的かつ効果的であることから、民営化や外部委託は行うことはできない。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	就職を希望する精神障害者に対して、自分の適性や症状に応じて短時間から就業を経験できるとともに、精神症状に配慮したカウンセリングを用いた就職支援を実施することにより、常用雇用への移行が見込まれる。また、事業所においても一定期間をかけて精神障害者の特性を理解することができ、精神障害者の常用雇用が促進される。	就職を希望する精神障害者が常用雇用になるためには、短時間から就業を経験し一定期間が必要であること、精神症状に配慮したカウンセリングが必要であること等の障害特性に配慮した雇用支援策であり、手段として適正である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) 平成18年の改正障害者雇用促進法の施行により、精神障害者が実雇用率に算定可能となったが、雇用精神障害者数(カウント数)が2,000人弱にとどまっております。雇用が促進されたとは言えない。本事業は改正障害法に基づき更なる精神障害者の雇用促進を図るためのものであり、公益性が高いことから、行政の関与が不可欠である。																																				
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) 国が実施することとなっている職業紹介の一環として、ハローワークを中心として全国一律に行うものであり、国直轄で実施する必要があります。																																				
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否																																		
(理由) ハローワークが行っている職業相談、職業紹介と一体的に行うことが雇用促進のために効率的かつ効果的であることから、民営化や外部委託は行うことはできない。																																				
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																		
(有の場合の整理の考え方)																																				
事業の有効性																																				
就職を希望する精神障害者に対して、自分の適性や症状に応じて短時間から就業を経験できるとともに、精神症状に配慮したカウンセリングを用いた就職支援を実施することにより、常用雇用への移行が見込まれる。また、事業所においても一定期間をかけて精神障害者の特性を理解することができ、精神障害者の常用雇用が促進される。																																				
就職を希望する精神障害者が常用雇用になるためには、短時間から就業を経験し一定期間が必要であること、精神症状に配慮したカウンセリングが必要であること等の障害特性に配慮した雇用支援策であり、手段として適正である。																																				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標		本事業と指標の関連についての説明
1	精神障害者ステップアップ雇用終了後の常用雇用移行率	ステップアップ雇用の利用により常用雇用への移行がどの程度促進されたか評価する。
2	精神障害者就職サポーターによる支援終了後、就職に向かう次の段階に移行した割合	精神障害者就職サポーターのカウンセリングによる支援終了後、より就職に向かう次の段階（職業紹介、職場実習、訓練、ステップアップ雇用、トライアル雇用等）に移行したか評価する。
(調査名・資料出所、備考) 指標 1, 2 ともに、労働局・ハローワークからの業務報告により把握（職業安定局調べによる）		
アウトプット指標		本事業と指標の関連についての説明
1	精神障害者ステップアップ雇用開始者数	精神障害者の求職者に対して、ニーズに応じた雇用支援が開始されたか評価する。
2	精神障害者就職サポーターによるカウンセリングの実施	カウンセリングによる支援が必要な精神障害者の求職者に対して、適切に支援が実施されたか評価する。
(調査名・資料出所、備考) 指標 1, 2 ともに、労働局・ハローワークからの業務報告により把握（職業安定局調べによる）		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)